

6 練福介第 237 号  
令和 6 年 4 月 12 日

区内居宅介護支援事業所管理者 各位

練馬区高齢施策担当部  
介護保険課長 阿部 卓也  
(公印省略)

令和 6 年度におけるケアプラン点検の実施方法について（通知）

日頃より、練馬区の高齢者福祉施策にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和 6 年度の居宅サービス計画標準化事業（ケアプラン点検）について、下記のとおり実施いたします。

点検対象となる事業所につきましては、別途通知をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 実施方法

#### (1) 面談によるケアプラン点検

必要な書類等を区に提出し、担当の居宅介護支援専門員等と面談（WEB を活用）の上、ケアプラン作成に関わることについて必要な助言を行います。

##### ア 運営指導連動型

主に福祉部指導検査担当課が策定する令和 6 年度介護サービス事業者等指導実施方針に定める事業所から選定し、福祉用具貸与について全国平均や東京都平均と比較して利用率が高い利用者を対象とします（前年度に実施した事業所は対象外）。

実施は原則として委託事業者が行いますが、区職員が実施する場合もあります。

##### イ 高齢者向け住宅対応型

区内の高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいの入居者等のケアプランを重点的に実施します。

#### (2) 東京都が示すガイドラインを用いて行うケアプラン点検

東京都が示す「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用したケアプラン点検となり、面談方式で実施します。

ケアプラン点検の前後に「事前確認」「事後確認」を実施し、リ・アセスメント支援シート等や要介護高齢者等の心身の状況等に応じた適切なケアプランの作成について、介護支援専門員を支援します。

「事前確認」を地域の主任介護支援専門員と地域包括支援センターが支援し、「事後確認」を地域包括支援センターが支援します。

#### (3) 書面点検

必要に応じて実施します。

## 2 資料等掲載場所

各ケアプラン点検の実施方法等については、練馬区ホームページからご参照ください。(トップページ>保健・福祉>介護保険>事業者向け>ケアプラン点検)

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/keapuran/index.html>

## 3 ケアプラン点検結果の報告(参考)

前年度のケアプラン点検結果の報告については、集団指導資料への掲載の他、上記ホームページに掲載しています。

## 4 その他

東京都が示すガイドラインを用いて行うケアプラン点検について、令和5年10月に厚生労働省が定める「課題分析標準項目」が更新されたことに伴い、東京都が作成する「基本情報シート」および「リ・アセスメント支援シート」の様式が令和6年3月に一部修正されました。

各様式をご利用される場合には、東京都福祉局ホームページをご確認の上、最新版様式をご使用いただくようご注意をお願いいたします(東京都福祉局ホームページは、上記の区ホームページからもご確認いただけます。)

(担当) 練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者運営推進係  
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1  
TEL : 03-5984-4589 (直通) FAX : 03-3993-6362  
E-mail : [KAIG002@city.nerima.tokyo.jp](mailto:KAIG002@city.nerima.tokyo.jp)